

○矢巾町在宅要介護者家族介護慰労事業実施要綱

平成13年 3 月30日

告示第48号

改正 平成27年12月28日告示第114号

(目的)

第1 この告示は、在宅要介護者を介護している家族に対して在宅要介護者家族介護慰労金（以下「慰労金」という。）を支給することにより、当該家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図り、もって当該要介護者及びその家族の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において「要介護者」とは、町内に住所を有する在宅の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項の認定（要介護4又は要介護5の認定に限る。）を受けている法第7条第3項各号に該当する者で、市町村民税非課税世帯に属する者（要介護4又は要介護5と認定された日から1年の間に、法第7条第5項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を除く。）及び同条第20項に規定する施設サービスを受けた者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を通じて年間7日以内の利用である者を除く。）を除く。）をいう。

(支給対象者)

第3 慰労金の支給対象者は、要介護者と同居し、現に介護している家族とする。

(慰労金の額)

第4 慰労金の額は、要介護者1人につき10万円とする。

(支給の申請等)

第5 慰労金の支給を受けようとする者は、在宅要介護者家族介護慰労金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 前年の所得の状況を証する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、慰労金支給の可否を決定し、在宅要介護者家族介護慰労金支給決定（却下）通知書（様式

第2号)により申請者に通知するものとする。

(不正利得の徴収)

第6 町長は、偽りその他不正の手段により慰労金の支給を受けたときは、支給を受けた額を償還させることができる。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日告示第114号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号(第5関係)

年 月 日

矢巾町長 様

申請者 住所
氏名 ㊟
要介護者との続柄
(電話番号)

在宅要介護者家族介護慰労金支給申請書

次のとおり、家族介護慰労金の支給を受けたいので申請します。

要 介 護 者	氏 名		性別	男 ・ 女
	個 人 番 号		
	住 所			
	生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日生(歳)		
	被保険者番号		現在の要介護区分	要介護 4・5

様式第2号(第5関係)

第 号
年 月 日

様

矢巾町長



在宅要介護家族介護慰労金支給決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった在宅要介護者家族介護慰労金支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定する。

決定年月日	年 月 日
要介護者氏名	
介護者	
支給金額	円

2 却下する。

理由

様式第 1 号 (第 5 関係)

(平27告示114・一部改正)

様式第 2 号 (第 5 関係)